

産業医について

労働者が常時50人以上の事業場は産業医を選任しなければなりません。

産業医は、労働者が健康に就労できるように以下のような支援を行います。

健康診断の実施とその結果に基づく措置、治療と仕事の両立支援、

ストレスチェック制度や長時間労働者に対する面談

職場巡視や衛生委員会への参加 等

尼崎中央病院健診センターでは、産業医選任業務も実施しております。

契約のご相談・お問い合わせは、お気軽に健診センターまでご連絡ください。

社会医療法人中央会 尼崎中央病院 健診センター

電話06-6499-3087 (平日9:00~17:00)